

東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例施行規則

平成25年12月27日

規則第61号

(目的)

第1条 この規則は、東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例（平成29年東広島市条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(公益事業)

第3条 条例第3条第4号の規則で定める土砂埋立行為は、次に掲げる事業の実施に係る土砂埋立行為とする。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防設備又は同法が準用される治水上砂防のための施設に関する事業
- (2) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道事業の用に供する施設に関する事業
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業又はこれと一体的に行われる農村生活環境整備事業
- (4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法に規定する一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業
- (5) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業又は同法による水道用水供給事業の用に供する水道施設に関する事業
- (6) 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道施設に関する事業
- (7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画事業
- (8) 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業
- (9) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業又は同法による索道事業で、一般の需要に応じるものの用に供する施設に関する事業
- (10) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業
- (11) 農業又は林業を営む者が組織する団体が行う農業構造又は林業構造の改善に関し必要な事業（農道、林道、用水路、排水路、かんがい用又は災害防止用のため池、農業集

落排水施設その他の施設に関する事業に限る。)

(12) 前各号に掲げる事業に準ずるものとして市長の確認を受けた事業

(法令等の許可等)

第4条 条例第3条第8号の規則で定める法令等の許認可等は、次に掲げる許認可等とする。

- (1) 鉱業法(昭和25年法律第289号)第63条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)の規定による認可
- (2) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定による認可
- (3) 森林法(昭和26年法律第249号)第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の規定による許可
- (4) 道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項若しくは第91条第1項の規定による許可又は同法第24条の規定による道路に関する工事の承認
- (5) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項又は第6条第1項(同法第33条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による許可
- (6) 海岸法(昭和31年法律第101号)第8条第1項若しくは第37条の5の規定による許可又は同法第13条第1項の規定による承認
- (7) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第3項若しくは第16条第3項又は広島県立自然公園条例(昭和34年広島県条例第41号)第8条第3項の規定による認可
- (8) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第11条第1項の規定による承認又は同法第18条第1項の規定による許可
- (9) 下水道法(昭和33年法律第79号)第16条(同法第25条の18及び第31条において準用する場合を含む。)の規定による承認
- (10) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の規定による許可
- (11) 河川法(昭和39年法律第167号)第20条の規定による承認、同法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項又は第58条の6第1項の規定による許可
- (12) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定による認可
- (13) 都市計画法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第43条第1項又は第52条の2第1項(同法第57条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定による許可
- (14) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条

第1項の規定による許可

(15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項又は第15条第1項の規定による許可（最終処分場に係る許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第95号）附則第4条第1項又は第5条第1項の規定により許可を受けたものとみなされる場合を含む。）に限る。）

(16) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による許可

(17) 鉄道事業法第8条第1項又は第12条第1項の規定による認可（前条第9号に該当するものを除く。）

(18) 広島県砂防指定地管理条例（平成14年広島県条例第47号）第3条第1項又は第4条第1項の規定による許可

（許可を要しない土砂埋立行為）

第5条 条例第3条第9号の規則で定める土砂埋立行為は、次に掲げる土砂埋立行為とする。

(1) 運動場の砂利敷その他の通常の管理行為として行う土砂埋立行為

(2) 土質改良プラントその他の施設で化学的に性質を改良した土砂のみによる土砂埋立行為

(3) 土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が1メートル未満の土砂埋立行為

(4) 建築工事及びこれに附帯する工事で地盤を掘削して埋め戻す場合において、掘削する前の地盤面の最も低い地点と埋戻しによって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が1メートル未満の土砂埋立行為

（事前協議）

第6条 条例第4条の規定による協議は、土砂埋立行為事前協議書（別記様式第1号）に次に掲げる書類及び図面を添付して、市長に提出してしなければならない。

(1) 土砂埋立行為を行う土地の地番の一覧表

(2) 事業計画書

(3) 個人にあつては、住民票の写し

(4) 法人にあつては、次に掲げる書類

ア 定款又は寄附行為

イ 登記事項証明書

ウ 役員の住民票の写し

(5) 法人の場合であつて、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出

資額の100分の5以上の額に相当する額の出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し又は登記事項証明書

- (6) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所。第15条第1号において同じ。）の代表者その他継続的に業務を行うことができる施設を有する場所において土砂埋立行為に係る契約を締結する権限を有する者がある場合にあつては、その者の住民票の写し
- (7) 条例第9条第1項第8号に規定する未成年者にあつては、その法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人の場合にあつては、当該法人に係る第4号アからウまでに掲げる書類）
- (8) 土砂埋立区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (9) 土砂埋立行為の完了の時における土砂の数量に係る計算の過程及び結果を記載した書面
- (10) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合にあつては、応力計算及び断面算定に係る構造計算書並びにこれらの算定の根拠を記載した書面
- (11) 排水施設の流出量算定及び断面算定に係る計算書並びにこれらの算定の根拠を記載した書面
- (12) 調整池を設置する場合にあつては、調整池の容量及び放流量の算定並びにその根拠を記載した書面
- (13) 沈砂池の容量に係る算定の過程及び結果を記載した書面
- (14) 土砂埋立行為の施行の工程を明らかにした書面
- (15) 土砂埋立区域の求積表
- (16) 土砂埋立行為に要する資金の額及びその調達方法について記載した書面
- (17) 位置図及び周辺の見取図
- (18) 土砂埋立行為の完了の時における平面図、縦断面図及び横断面図
- (19) 排水施設に係る構造図、排水系統図及び排水区割図
- (20) 擁壁の構造図
- (21) 土砂の流出、崩落等の発生を防止する施設の構造図
- (22) 土砂埋立区域に係る次に掲げる図面
 - ア 測量図
 - イ 求積図
 - ウ 現況地番図
 - エ 流域現況図

オ 防災計画平面図

(23) 第10条第3号から第7号まで及び第10号から第12号までに掲げる書類

(24) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面

2 条例第4条の規定による協議が一時堆積行為に係るものである場合における前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる書類及び図面」とあるのは、「第1号から第8号まで、第15号、第17号、第19号、第22号イ、第23号及び第24号に掲げる書類及び図面並びに土砂の堆積が最大となった場合における一時堆積行為に係る事業場の平面図及び断面図」とする。

3 条例第4条の規定による協議が森林法第10条の2第1項の許可の申請に係るものである場合は、第1項の申請書には、同項各号(前項において読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 利用計画平面図兼残置森林等緑地配置図

(2) 定規図

(3) 運土計画図

(4) 現況を撮影した写真

4 条例第17条第3項において準用する条例第4条の規定による協議は、土砂埋立行為変更前協議書(別記様式第2号)に前3項に掲げる書類及び図面のうち変更に係るものを添付して、市長に提出してしなければならない。

5 市長は、条例第4条(条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による協議があった場合において、当該協議に係る土砂埋立行為の内容が条例第8条第1項第1号及び第2号のほか、次の各号(当該協議が一時堆積行為に係るものである場合は、第1号から第3号まで、第5号及び第6号)に適合すると認めるときは、当該協議があった者に対し、当該協議が終了した旨を通知するものとする。

(1) 当該協議のあった者及び土砂埋立行為に係る工事(下請工事を含む。以下同じ。)を請け負う者が条例第9条第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

(2) 現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に条例第8条第1項第2号に規定する者を置くこと。

(3) 土砂埋立行為の事業計画が、次に掲げる土砂埋立行為に係る一般的基準に適合するものであること。

ア 土砂埋立行為に係る事業計画の内容が具体的かつ実現可能なものであり、許可を受けた後、遅滞なく申請に係る土砂埋立行為に着手することが明らかであること。

イ 申請者が土砂埋立行為を行うために必要な信用及び資力を有することが明らかであ

ること。

ウ 土砂埋立行為の用に供する土地の面積が、当該土砂埋立行為の目的の実現のため必要最小限の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められている場合は、これを考慮して決められたものであること。）が明らかであること。

エ 土砂埋立行為の事業計画が大規模であり、長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合は、全体計画との関連が明らかであること。

オ 土砂埋立行為に供するため森林を一時的に利用する場合は、利用後における森林の原状の回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。

(4) 土砂埋立行為が完了した場合において、当該土砂埋立行為に使用された土砂の堆積の構造が、土砂の流出、崩落等が発生するおそれがないものとして市長が別に定める構造上の基準に適合するものであること。

(5) 土砂埋立行為が行われている間において、土砂の流出、崩落等の発生を防止するために必要な措置が講じられること。

(6) 当該協議に係る土砂埋立行為が他の法令（条例を含む。）の規定による許可を要するものであるときは、当該許可を得ることの見込みが確実であること。

6 前項の協議が終了した日から起算して1年以内に当該協議に係る条例第7条又は第17条第2項の規定による申請がされないときは、当該協議の取下げがあったものとみなす。

（土地所有者等の同意）

第7条 条例第5条第1項（条例第17条第3項及び第20条第3項において準用する場合を含む。）の同意は、土砂埋立区域内土地使用同意書（別記様式第3号）により得るものとする。

2 条例第5条第2項（条例第17条第3項及び第20条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する土砂埋立行為の妨げとなる権利は、次に掲げるものとする。

- (1) 地上権
- (2) 永小作権
- (3) 質権
- (4) 賃借権

3 条例第5条第2項の同意は、土砂埋立区域内施工同意書（別記様式第4号）により得るものとする。

（関係者への周知）

第8条 条例第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。次項及び

第3項において同じ。)の規則で定める関係者は、土砂埋立区域が所在する地域の住民自治協議会（東広島市住民自治協議会の認定に関する規則（平成22年東広島市規則第18号）第2条第4号に規定する住民自治協議会をいう。）と協議して定めた地域の区域内に居住し、又は事業所を有する者その他の当該土砂埋立行為により影響を受ける可能性があるものと認められるものとする。

2 条例第6条第1項の申請をしようとする者は、同項の規定により説明会を開催したときは、遅滞なく、説明会の開催報告書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 条例第6条第1項の規則で定める規模は、次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規模とする。

(1) 土砂埋立区域の面積の増加 変更前の土砂埋立区域の面積が1ヘクタール以上である場合にあっては2,000平方メートル、1ヘクタール未満である場合にあっては変更前の土砂埋立区域の面積の20パーセントに相当する面積

(2) 土砂埋立行為の完了の時ににおける土砂の数量（許可を受けようとする土砂埋立行為が一時堆積行為である場合にあっては、最大堆積時の土砂の数量）の増加 変更前の土砂の数量の20パーセントに相当する数量

4 条例第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法又はこれらを組み合わせた方法とする。

(1) 日時及び場所をあらかじめ指定して行う説明会の開催

(2) 戸別訪問による説明

(3) 土砂埋立行為の概要を記載した文書の自治会等が設置する掲示板その他の公衆の見やすい場所への掲示又は回覧

（許可申請書）

第9条 条例第7条第1項の規定による申請は、土砂埋立行為許可申請書（別記様式第6号）により行うものとする。

2 条例第7条第2項の規定による申請は、土砂埋立行為（一時堆積行為）許可申請書（別記様式第7号）により行うものとする。

（許可申請書の添付書類）

第10条 条例第7条第1項及び第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 土砂埋立行為に係る工事を請け負う者（土砂埋立行為に係る工事を他の者に請け負わせる場合に限る。次号から第5号までにおいて同じ。）及び土砂埋立行為に関する工事を管理する者が条例第9条第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

- (2) 請負契約書の写し
- (3) 土砂埋立行為に係る工事を請け負う者又は保証人が個人の場合にあっては、当該者の住民票の写し
- (4) 土砂埋立行為に係る工事を請け負う者又は保証人が法人の場合にあっては、当該者の登記事項証明書
- (5) 申請者が第 12 条第 1 項第 2 号アからウまでに掲げる要件のいずれかに該当すること又は土砂埋立行為に係る工事を請け負う者が同号アに掲げる要件に該当することを認めることができる書類
- (6) 土砂埋立行為に関する工事を管理する者の雇用関係を確認することができる書類
- (7) 土砂埋立行為に関する工事を管理する者の技術検定合格証明書の写し
- (8) 保証同意書（別記様式第 8 号）
- (9) 保証契約書の写し
- (10) 保証人の建設業許可証明書
- (11) 保証人の施工の実績を確認することができる書類
- (12) 保証人の建設業許可申請書別紙 2（営業所一覧表）の写し（第 10 号の書面により県内に営業所（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する営業所をいう。以下同じ。）を有することについて確認することができない場合に限る。）
- (13) 保証人が条例第 9 条第 1 項第 1 号から第 7 号まで、第 9 号及び第 10 号に掲げる者のいずれにも該当しないこと並びに第 14 条第 6 号に該当することを誓約する書面
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
（許可申請書に記載する事項）

第 11 条 条例第 7 条第 1 項第 8 号及び第 2 項第 4 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土砂埋立区域の土地に係る登記簿の地目及び現況による地目
- (2) 土砂埋立行為が法令等の許可等を受ける必要がある場合は、当該法令等の名称及び許可等の処分の状況
- (3) 土砂埋立行為に関する工事を管理する者の氏名及び資格
- (4) 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人の場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (5) 土砂埋立行為に係る工事を他者に請け負わせる場合は、土砂埋立行為に係る工事を請け負う者の氏名及び住所（土砂埋立行為に係る工事を請け負う者が法人の場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (6) 土砂埋立行為に係る工事を行うために必要な能力
- (7) 保証人の氏名及び住所（保証人が法人の場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（土砂埋立行為を行う者等の資格）

第12条 条例第8条第1項第1号に規定する申請者に必要な能力は、次に掲げる要件の全て（土砂埋立行為に係る工事を他の者に請け負わせる場合にあっては、第1号に掲げる要件）に該当することとする。

- (1) 土砂埋立行為を適正に完了するのに必要な資力を有すること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。

ア 土木一式工事に係る建設業法第3条第1項の許可を受けていること。

イ 条例第3条の許可（一時堆積行為に係るものを除く。）を受け、当該許可に係る土砂埋立行為について、条例第21条第2項の確認を受けたことがあること。

ウ 広島県土砂の適正処理に関する条例（平成16年広島県条例第1号。以下「県条例」という。）第16条の許可（一時堆積行為に係るものを除く。）を受け、当該許可に係る土砂埋立行為について、県条例第27条第2項の確認を受けたことがあること。

2 条例第8条第1項第1号に規定する土砂埋立行為に係る工事を請け負う者に必要な能力は、前項第2号アに掲げる要件に該当することとする。

（土砂埋立行為に係る工事を管理する者の資格）

第13条 条例第8条第1項第2号イに規定する資格は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）、1級建設機械施工技士又は2級建設機械施工技士の資格とする。

（保証人の要件）

第14条 条例第8条第1項第3号の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 土木一式工事に係る建設業法第3条第1項の許可を継続して5年以上受けており、かつ、第6条第1項の事前協議書の提出の日前5年間に建設工事（同法第2条第1項に規定する建設工事をいう。）を施工した実績を有すること。
- (2) 県内に営業所を有すること。
- (3) 他の土砂埋立行為を行う者の保証人でないこと。
- (4) 法人にあっては、その役員（条例第9条第1項第5号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）が当該土砂埋立行為を行う者又は当該土砂埋立行為に係る工事を

請け負う者（法人にあっては、その役員）でないこと。

(5) 個人にあっては、当該土砂埋立行為を行う者又は当該土砂埋立行為に係る工事を請け負う者の役員でないこと。

(6) 制限行為能力者（民法（明治29年法律第89号）第20条第1項に規定する制限行為能力者をいう。）でないこと。

(7) 条例第9条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

（使用人）

第15条 条例第9条第1項第5号、第9号及び第10号の規則で定める使用人は、申請者に使用される者で、次に掲げる事務所の代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所であって、土砂埋立行為に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（土砂埋立行為に係る業務を適正に行うことができない者）

第16条 条例第9条第1項第7号の規則で定める者は、精神の機能の障害により土砂埋立行為に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（費用の負担）

第17条 条例第10条第3項（条例第17条第3項、第19条第3項及び第20条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する質権を設定する契約の締結に関し必要となる費用は、土砂埋立行為を行う者が負担するものとする。

2 前項に定めるもののほか、条例第10条第3項に規定する質権を設定する契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（許可の期間）

第18条 条例第12条の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内とする。

(1) 土砂埋立区域の面積が2,000平方メートル以上1ヘクタール未満である場合 条例第3条の許可の日から起算して5年間

(2) 土砂埋立区域の面積が1ヘクタール以上である場合 条例第3条の許可の日から起算して10年間

(3) 当初の土砂埋立区域の面積が2,000平方メートル以上1ヘクタール未満であって、条例第17条第1項の許可により、土砂埋立区域の面積が1ヘクタール以上となった場

合 条例第 3 条の許可の日から起算して 10 年間

- 2 前項の許可の期間は、天災その他やむを得ない事情があるときは、前項第 1 号の場合にあつては 1 年以内、同項第 2 号又は第 3 号の場合にあつては 2 年以内の期間を加えることができるものとする。

(土砂埋立行為に係る土地の所有者の義務)

第 19 条 条例第 16 条第 1 項の規定による確認は、土砂埋立行為を行う土地において当該土砂埋立行為の状況を把握し、その結果を施工状況確認・報告書（別記様式第 9 号）に記載することにより行うものとする。

- 2 条例第 16 条第 2 項の規定による報告は、前項の報告書を同条第 1 項の規定による確認の日から起算して 7 日以内に市長に提出することにより行うものとする。

(変更の許可申請等)

第 20 条 条例第 17 条第 1 項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる事項の変更
- (2) 条例第 7 条第 1 項第 5 号に規定する土砂の数量の変更（土砂の堆積の構造を変更しないものに限る。）
- (3) 条例第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土砂の数量の変更（土砂の堆積の構造を変更しないものに限る。）
- (4) 第 11 条第 3 号から第 6 号までに掲げる事項の変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に軽微と認める変更

- 2 条例第 17 条第 2 項の規定による申請は、土砂埋立行為変更許可申請書（別記様式第 10 号）により行うものとする。

- 3 条例第 17 条第 2 項の規則で定める書類は、第 10 条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係るものとする。

- 4 条例第 17 条第 2 項第 3 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第 3 条の許可の年月日及び許可番号
- (2) 土砂埋立区域の所在
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 5 条例第 17 条第 4 項の規定による届出は、土砂埋立行為変更届出書（別記様式第 11 号）により行うものとする。

- 6 条例第 17 条第 4 項の規定による届出が第 11 条第 3 号、第 5 号又は第 6 号に掲げる事項の変更に係るものである場合は、前項の届出書に第 10 条第 1 号から第 7 号までに掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付するものとする。

(保証人の変更の許可)

第21条 条例第18条第1項の規定による許可の申請は、保証人変更許可申請書（別記様式第12号）を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の申請書には、保証人に係る第10条第1号に掲げる書類及び同条第8号から第13号までに掲げる書類を添付しなければならない。

(地位の承継の届出等)

第22条 条例第19条第2項の規定による届出は、土砂埋立行為承継届出書（別記様式第13号）に第10条第2号、第5号、第8号及び第9号に掲げる書類を添えて行うものとする。

2 条例第19条第2項の規定による通知は、土砂埋立行為承継通知書（別記様式第14号）により行うものとする。

(譲受けの許可の申請)

第23条 条例第20条第2項の規定による申請は、土砂埋立行為譲受許可申請書（別記様式第15号）により行うものとする。

2 条例第20条第2項の規則で定める書類は、第10条第2号、第5号、第8号及び第9号に掲げる書類のほか、次に掲げるものとする。

(1) 土砂埋立区域の位置図及び周辺の見取図

(2) 当該土砂埋立行為の譲受けにより新たに法令等の許可等を受ける必要がある場合は、当該処分に関する書面

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第20条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 譲り受けようとする土砂埋立行為の許可の年月日及び許可番号

(2) 譲り受けようとする土砂埋立行為の許可の期間

(3) 土砂埋立区域の所在及び面積

(4) 譲受けを受けた後の土砂埋立行為に関する工事を管理する者の氏名及び資格

(5) 譲受けの理由

(6) 土砂埋立行為に係る工事を他の者に請け負わせる場合は、土砂埋立行為に係る工事を請け負う者の氏名及び住所（当該者が法人の場合にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(7) 土砂埋立行為に係る工事を行うために必要な能力

(8) 保証人の氏名及び住所（保証人が法人の場合にあっては、その名称及び主たる事務所）

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(完了等の届出)

第24条 条例第21条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、土砂埋立行為完了(廃止)届出書(別記様式第16号)により行うものとする。

(身分証明書)

第25条 条例第25条第2項の身分を示す証明書は、別記様式第17号のとおりとする。

(申請書等の提出部数)

第26条 条例及びこの規則の規定により市長に対して提出する書類の部数は、正本1通及び副本1通とする。

(委任)

第27条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。